

新日鐵住金(株)大分製鐵所に係る公害防止に関する細目協定の一部改正について

1 一部改正の趣旨

大分県では大分市と新日鐵住金(株)との間で「公害防止協定」を締結しており、さらに規制値等の詳細な事項を規定した「公害防止に関する細目協定」を定めている。

今回、次のとおり施設の更新を行う等によって全体として環境負荷を低減することから、細目協定の改正が必要となった。

- ①新日鐵住金(株)大分製鐵所内の大分共同火力(株)の発電設備のうち、1号機のボイラー(昭和47年設置)の劣化が著しいので、ボイラーの更新を行う。
- ②前回の細目協定の改正以降に変更又は排出量を見直した施設の協定値を改正し、また、新設した施設について協定値の設定を行う。
- ③水質汚濁防止対策として、排水口における窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を見直す。

主に上記の3点について、公害防止に関する細目協定の一部改正を行い、環境対策を更に進めることで工場周辺地域の生活環境の保全を図る。

2 経緯

昭和44年12月	県・市・新日鐵で公害防止に係る覚書を締結(昭和48年10月に公害防止協定として締結)
昭和47年4月	第1高炉に火入れし、大分製鐵所の操業を開始
昭和48年10月	公害防止協定及び細目協定を締結
昭和51年10月	第2高炉に火入れ
平成11年7月	ISO14001の認証を取得
平成12年3月	IPP(卸電力供給事業)発電設備の設置に伴い、細目協定を全部改正
平成14年11月	第2高炉の改修等に伴い、細目協定を一部改正
平成16年3月	水質汚濁防止法に基づく第5次水質総量規制に伴い細目協定を一部改正
平成18年3月	5コークス炉の設置に伴い、細目協定を一部改正
平成20年3月	第1高炉の改修に伴い、細目協定を一部改正
平成24年8月	大分共同火力(株)が発電所3号機を新設することに伴い、細目協定を一部改正
平成29年5月	大分共同火力(株)1号ボイラー更新工事着工予定

3 主な改正点

(1) 大分製鐵所全体から排出されるばいじんの排出量の許容限度の強化

大分共同火力1号ボイラー（以下「共火1号ボイラー」という）更新に伴う集じん機の更新による性能向上や脱硫設備の設置により、大分製鐵所全体から排出される**ばいじんの排出量の許容限度を112kg/時から108kg/時に減少**させる。

(2) 水銀の最大排出濃度の設定

大気汚染防止法が平成27年6月19日に改正され（平成30年4月1日施行予定）、水銀の規制が新たに追加されたことから、石炭を燃料とする共火1号ボイラー及び新日鐵住金9号機発電用ボイラー（以下「9号機発電用ボイラー」という）について、**水銀の排出濃度（15 μ g/Nm³）を新たに追加する。**

(3) 共火1号ボイラーの最大排出濃度等の見直し

窒素酸化物及びばいじんの最大排出濃度等の見直しを行う。

項目	窒素酸化物		ばいじん	
	最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (Nm ³ /h)	最大排出濃度 (g/Nm ³)	最大排出量 (kg/h)
現行	180	132.7	0.030	22
改正案	26	30.4	0.010	8.4

(4) 前回の一部改正(平成24年8月)後に新たに設置されるばい煙発生施設の最大排出濃度等を設定

前回の協定改定後に新たに設置されるばい煙発生施設（コークス小規模ボイラー※）について、窒素酸化物及びばいじんの最大排出濃度等を新たに定め、別表「窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量並びに煙突高さ」に追加する。

施設名	煙突高さ (m)	窒素酸化物		ばいじん	
		最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (Nm ³ /h)	最大排出濃度 (g/Nm ³)	最大排出量 (kg/h)
コークス小規模ボイラー	5.29	145	0.34	0.150	0.35

※停電時の直後に必要な蒸気を供給するために常時待機稼働しているボイラー

(5) 既存施設の窒素酸化物の最大排出濃度等の見直し

大分製鐵所全体の窒素酸化物排出量等を抑制するため、既存施設に係る窒素酸化物及びばいじんの最大排出濃度等の一部見直しを行う。

(見直し対象施設一覧)

施設名		窒素酸化物		ばいじん		見直しの理由等
		最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (Nm ³ /h)	最大排出濃度 (g/Nm ³)	最大排出量 (kg/h)	
2号焼結炉	改正前	250	320	0.050	76.8	生産能力増強のため排出ガス量が増加するが、窒素酸化物低減技術の導入と運転管理により、窒素酸化物とばいじんの排出量が増加しないように濃度を減少させる。
	改正後	240		0.048		
第1熱風炉	改正前	70	99.1	0.010	4.3	燃焼ファンの能力増強によりばいじん排出量が増加する。窒素酸化物は運転管理により排出濃度及び排出量を減少させる。
	改正後	65	98.7			
第2熱風炉	改正前	69	97.7	0.010	4.7	能力増強により排出ガス量が増加するため、ばいじんの排出量は増加する。窒素酸化物は運転管理により排出濃度・排出量を減少させる。
	改正後	64	97.15		5.06	
厚板1号加熱炉	改正前	159	26.1	0.010	1.6	厚板工場徐冷炉の窒素酸化物排出量増加に対応するため、運転管理により排出濃度・排出量を減少させる。
	改正後	158	26.0			
第1高炉微粉炭吹込第1燃焼装置	改正前	90	1.1	0.070	4.07	第1、第2熱風炉のばいじん排出量の増加に対応するため、運転管理により排出濃度・量を減少させる。
	改正後			0.050	2.96	
第1高炉微粉炭吹込第2燃焼装置	改正前	90	1.1	0.070	4.07	
	改正後			0.050	2.96	
第2高炉微粉炭吹込第1燃焼装置	改正前	100	1.3	0.072	4.9	第2熱風炉の能力増強に伴う排出量の増加に対応するために運転管理により排出濃度・排出量を減少させる。
	改正後			0.065	4.42	
第2高炉専用微粉炭吹込第1燃焼装置	改正前	75	1.4	0.050	4.5	第2高炉での生産量を増大するために能力を増強することで、排出ガス量が増加し、窒素酸化物とばいじんの排出量が増加する。
	改正後		1.49		4.8	
第2高炉専用微粉炭吹込第2燃焼装置	改正前	75	1.2	0.050	3.9	
	改正後		1.49		4.8	
第1,2高炉供給用微粉炭吹込設備燃焼装置	改正前	27	1.4	0.050	1.5	
	改正後		1.50		1.61	
厚板工場徐冷炉	改正前	130	0.16	0.010	0.01	生産量増加に対応するための運転条件の変更により窒素酸化物の濃度及び排出量が増加する。
	改正後	180	0.22			
増減の小計		-	-0.51	-	-0.23	
共火1号ボイラー、コークス小規模ボイラーに係る増減		-	-101.96	-	-13.25	
増減の合計		-	-102.47	-	-13.48	

(6) 排水口における汚濁負荷量の見直し

排水口における窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量については、公害防止に関する細目協定に係る申合せ(平成20年3月)に当該事業場の5号コークス炉の稼働(平成20年2月)後2年を目安に許容限度を見直し、低減するものとしていたが、稼働後汚濁負荷量について数値が安定しな

ったことから見直しが行われていなかった。平成 24 年度からは比較的数値が安定してきたことから、今回、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を低減する。窒素含有量の汚濁負荷量は 7,300 kg/日（現行：7,500 kg/日）、りん含有量の汚濁負荷量は 350 kg/日（現行：640 kg/日）を新たに協定値とする。

(7) 測定及び記録の見直し

①大気汚染防止対策に関すること

共火 1 号ボイラーにおいて使用する燃料うち、重油が石炭に変更となることから、自動測定器により測定する項目中の重油量を石炭量に変更する。また、9 号機発電用ボイラーにおいて自動測定器により測定する項目にはこれまで石炭量は含まれていなかったが、今回、測定項目に石炭量を追加する。

②水質汚濁防止対策に関すること

共火 1 号ボイラーの更新により設置される脱硫排水処理設備に水量、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の自動測定器を設置し、汚濁負荷量を連続的に測定する。

(8) 悪臭防止対策の見直し

悪臭対策を更に進めるため、「コークス炉及びガス精製設備等の臭気対策に努めるものとする」の規定を「コークス炉及びガス精製設備等については、臭気発生箇所を調査し、特定するよう努め、適正な臭気低減及び脱臭対策を講ずるものとする。」に改める。

新日鐵住金(株)大分製鐵所共火 1 号ボイラー更新計画

○計画の概要

新日鐵住金(株)大分製鐵所内の大分共同火力(株)の発電設備のうち、1号機は運転開始後45年が経過し、ボイラー(共火1号ボイラー)の劣化が著しいため、ボイラーの更新を行う。

更新工事は、新しいボイラーを既設のボイラーに隣接する場所に設置し、新設ボイラーの完成後に既設ボイラーを撤去する方式で実施する。

なお、蒸気タービン及び発電機は既設のものを使用する。

燃料は、現状は副生ガス(BFG:高炉ガス、COG:コークス炉ガス)と重油であったが、更新後は重油を石炭に変更する。また、環境負荷の軽減を図るため、新たに脱硝設備、脱硫装置を設置する。

脱硫装置については、冷却塔ブロー水の一部を利用し、脱硫排水処理設備で処理して排出する。

なお、排出水は既設ボイラーと同様に6号排水口から海域へ排出される。

1 ばい煙関係

共火1号ボイラーは運転条件として補助燃料専焼、補助燃料/ガス混焼、ガス専焼の条件があるがいずれの条件でも更新の前後でばい煙の濃度・量は減少するため、今回の共火1号ボイラーの更新により、環境への負荷は減少する。

		重油専焼時 (更新前)	石炭専焼時 (更新後)	重油/ガス混焼時 (更新前)	石炭/ガス混焼時 (更新後)	ガス専焼時	
						(更新前)	(更新後)
最大乾き排ガス量(Nm ³ /h)		737,000	782,000	1,014,000	1,030,000	1,016,000	1,030,000
ばい煙 濃度	硫黄酸化物(ppm)	326	28	158	12	24	10
	窒素酸化物(ppm)	180	26	108	25	75	25
	ばいじん(g/Nm ³ /h)	0.030	0.010	0.015	0.0067	0.008	0.0067
ばい煙 量	硫黄酸化物(Nm ³ /h)	241	21.5	163	11.8	24	10.3
	窒素酸化物(Nm ³ /h)	132.7	21.9	110	30.4	76	30.3
	ばいじん(kg/h)	22	8.4	16	8.2	9	8.1

2 温室効果ガス

大分製鐵所から発生する副生ガスを発電用燃料として利用し、エネルギー資源の有効利用を図る。

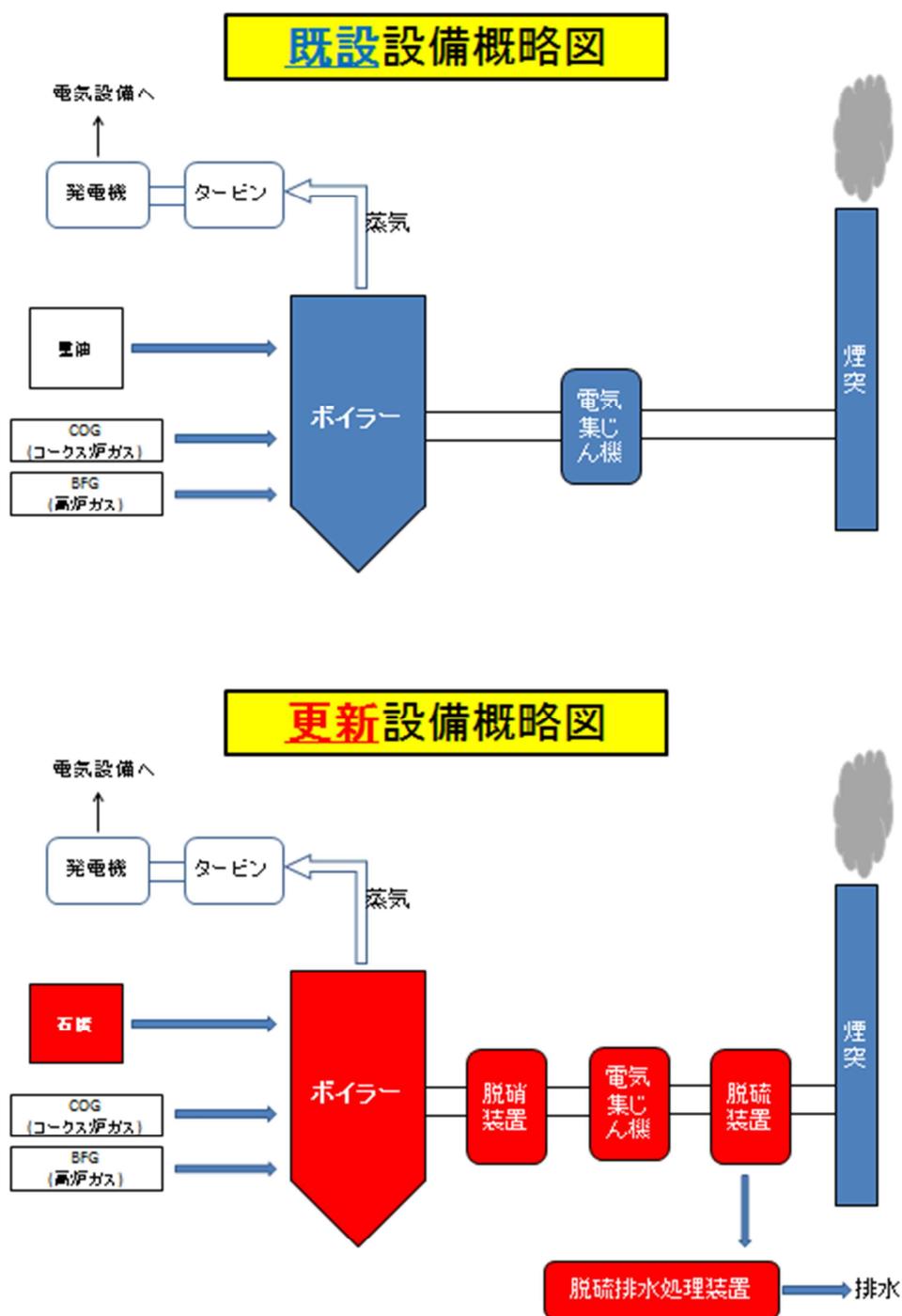
大分製鐵所では、平成28年12月に稼働した第2焼結炉のクーラーの更新に伴う排熱回収ボイラーの設置により、年間176ktCO₂を削減した。

今回、共火1号ボイラーの補助燃料を重油から石炭に変更することで、排出量が年間44ktCO₂増加するが、排熱回収設備(BFGヒーター)を新たに設置することにより年間35ktCO₂減少する。差し引き年間9ktCO₂の増加となるが、結果として工場全体としては、年間167ktCO₂の削減となっている。

3 工事日程

平成29年5月1日～平成31年6月

図 共火1号ボイラー概略図



現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">公害防止に関する細目協定</p> <p style="text-align: right;">(平成24年8月15日改正)</p> <p>大分県及び大分市（以下「甲」という。）と新日本製鐵株式会社（以下「乙」という。）とは、昭和48年10月23日に甲と乙との間で締結した公害防止に関する基本協定第4条の規定に基づき、細目協定を締結する。</p> <p>なお、昭和48年10月23日に締結した公害防止に関する細目協定は廃止する。</p> <p>第1 大気汚染防止対策</p> <p>1. 硫黄酸化物対策</p> <p>(1) 硫黄酸化物の排出量の許容限度は、900.0Nm³/時とする。</p> <p>(2) 硫黄酸化物の重合最大着地濃度は、0.0146ppm（風洞実験値）とする。</p> <p>2. 窒素酸化物及びばいじん対策</p> <p>(1) ばい煙発生施設から排出される窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量並びに煙突の高さは、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量の許容限度は、920.0Nm³/時とする。<u>ただし</u>、官庁検査等における第1焼結炉排ガス処理設備休止時は、925.0Nm³/時とする。<u>また</u>、ばいじんの排出量の許容限度は、<u>112kg</u>/時とする。</p> <p>(3) 窒素酸化物及びばいじんを排出する施設については、排煙脱硝装置による脱硝、バグフィルターによる集じん等の公害防止技術を採用することにより、排出量及び着地濃度のより一層の低減に努めるものとする。</p> <p>なお、第2焼結炉については、硫黄酸化物、窒素酸化物<u>及び</u>ばいじんの排出量の低減<u>と</u>有視煙の防止対策の導入に努めるものとする。</p> <p>(4) 第1焼結炉、第2焼結炉については、煙道にばいじんの連続測定器を設置し、ばいじんの排出の状況を常時監視するものとする。</p> <p>3. 粉じん対策</p> <p>(1) 乙は、粉じん対策を計画的かつ総合的に推進するための指針となる計画を3年ごとに策定し、甲に提出するものとする。</p> <p>(2) 原料荷揚げに伴う発じんを防止するため、船内でのハッチ散水及びホッパー散水（バケットでホッパーに原料を移す際）を十分に行う。</p> <p>(3) 原料運搬に伴う発じんを防止するため、ベルトコンベアには、防じんカバー、乗継ぎ部には集じん機その他の設備を設置するとともに、保守管理を十分に行うものとする。</p> <p>(4) 石炭ヤードからの発じんを防止するため、レインガンその他の散水設備による散水又は薬液の散布を十分に行うものとする。</p> <p>(5) 鉱石ヤードその他の堆積場からの発じんを防止するため、レインガンその他の散水設備による散</p>	<p style="text-align: center;">公害防止に関する細目協定</p> <p style="text-align: right;">(平成 年 月 日改正)</p> <p>大分県及び大分市（以下「甲」という。）と新日鐵住金株式会社（以下「乙」という。）とは、昭和48年10月23日に甲と乙との間で締結した公害防止に関する基本協定第4条の規定に基づき、細目協定を締結する。</p> <p>なお、昭和48年10月23日に締結した公害防止に関する細目協定は廃止する。</p> <p>第1 大気汚染防止対策</p> <p>1. 硫黄酸化物対策</p> <p>(1) 硫黄酸化物の排出量の許容限度は、900.0Nm³/時とする。</p> <p>(2) 硫黄酸化物の重合最大着地濃度は、0.0146ppm（風洞実験値）とする。</p> <p>2. 窒素酸化物及びばいじん対策</p> <p>(1) ばい煙発生施設から排出される窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量並びに煙突の高さは、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量の許容限度は、920.0Nm³/時とする。 <u>なお</u>、官庁検査等における第1焼結炉排ガス処理設備休止時は、925.0Nm³/時とする。</p> <p>(3) ばいじんの排出量の許容限度は、<u>108kg</u>/時とする。</p> <p>(4) 窒素酸化物及びばいじんを排出する施設については、排煙脱硝装置による脱硝、バグフィルターによる集じん等の公害防止技術を採用することにより、排出量及び着地濃度のより一層の低減に努めるものとする。</p> <p>なお、第2焼結炉については、硫黄酸化物、窒素酸化物<u>及び</u>ばいじんの排出量の低減<u>並びに</u>有視煙の防止対策の導入に努めるものとする。</p> <p>(5) 第1焼結炉、第2焼結炉については、煙道にばいじんの連続測定器を設置し、ばいじんの排出の状況を常時監視するものとする。</p> <p>3. 粉じん対策</p> <p>(1) 乙は、粉じん対策を計画的かつ総合的に推進するための指針となる計画を3年ごとに策定し、甲に提出するものとする。</p> <p>(2) 原料荷揚げに伴う発じんを防止するため、船内でのハッチ散水及びホッパー散水（バケットでホッパーに原料を移す際）を十分に行う。</p> <p>(3) 原料運搬に伴う発じんを防止するため、ベルトコンベアには、防じんカバー、乗継ぎ部には集じん機その他の設備を設置するとともに、保守管理を十分に行うものとする。</p> <p>(4) 石炭ヤードからの発じんを防止するため、レインガンその他の散水設備による散水又は薬液の散布を十分に行うものとする。</p> <p>(5) 鉱石ヤードその他の堆積場からの発じんを防止するため、レインガンその他の散水設備による散</p>

現 行	改 正 案																				
<p>水を十分に行うものとする。</p> <p>(6) 原料ヤードについては、風向・風速等の常時監視データ及び気象予報データを有効に活用して発じんの抑制を図るとともに、新技術の開発、導入に積極的に取り組むものとする。</p> <p>(7) コークス炉における作業時の発じんを防止するため、装炭作業時及び窯出し作業時に使用する装炭車及びガイド車にはフード及び十分な能力の集じん機を取りつけるとともに、消火作業は、コークスの全量を乾式消火設備で処理するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 焼結工場、コークス工場、転炉工場、高炉鑄床、混銑車排滓場等については、集じん機の設置その他の防じん設備を設置するとともに、保守管理を十分に行うものとする。</p> <p><u>なお、焼結工場の粉じん飛散抑制のため、第1、第2焼結クーラーに集じん機を設置するとともに、コークス工場の粉じん対策及びスラグ処理におけるグラファイト飛散対策についても改善を進めるものとする。</u></p> <p>(9) 粉じんを発生する施設等に設置する集じん機から排出される粉じん濃度の管理目標値は、以下の表のとおりとする。</p> <p>なお、これら集じん機については、施設ごとにその出口の粉じん濃度を定期的に測定することにより管理の徹底を図り、一層の排出の抑制に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="314 911 1305 1144"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>管理目標値 (mg/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バグフィルター</td> <td>20以下</td> </tr> <tr> <td>電気集じん機</td> <td>20以下</td> </tr> <tr> <td>ロートクロン</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>ベンチュリースクラバー</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 粉じんの二次飛散を防止するため、落鉱については、速やかに除去するとともに、工場の清掃を定期的実施するものとする。</p> <p><u>また、構内道路についても清掃、散水を定期的に行うものとする。</u></p> <p>(11) 構内における鉱石、石炭等の輸送については、密閉式ベルトコンベア輸送等への転換に努めるものとする。</p> <p>(12) 総合的に粉じん及びばいじん対策を講じるため、敷地境界線における降下ばいじん量の管理目標値を不溶性成分量として6.0t/km²/月以下とするとともに、敷地境界線において定期的に降下ばいじん量を測定することにより構内の粉じんを発生する施設及びばいじんを発生する施設の管理の徹底を図り、一層の排出の抑制に努めるものとする。<u>特に、焼結工程における対策について改善を進めるものとする。</u></p> <p>(13) 構内から発生するばいじん及び粉じんの排出量及び周辺地域への影響を定量的に把握するための技術的な手法の構築に努めるものとする。</p> <p>(14) <u>有視煙等を防止するために、第1から第4コークス炉煙道にバグフィルターを設置するとともに、転炉についてもバグフィルターの増設等を行うものとする。</u></p> <p><u>また、製鐵所構内全体及び煙突を見渡せる監視カメラを設置し、監視を行うとともに、映像を5日間記録保存するものとする。</u></p>	区 分	管理目標値 (mg/Nm ³)	バグフィルター	20以下	電気集じん機	20以下	ロートクロン	50以下	ベンチュリースクラバー	50以下	<p>水を十分に行うものとする。</p> <p>(6) 原料ヤードについては、風向・風速等の常時監視データ及び気象予報データを有効に活用して発じんの抑制を図るとともに、新技術の開発、導入に積極的に取り組むものとする。</p> <p>(7) コークス炉における作業時の発じんを防止するため、装炭作業時及び窯出し作業時に使用する装炭車及びガイド車にはフード及び十分な能力の集じん機を取りつけるとともに、消火作業は、コークスの全量を乾式消火設備で処理するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 焼結工場、コークス工場、転炉工場、高炉鑄床、混銑車排滓場等については、集じん機の設置その他の防じん設備を設置するとともに、保守管理を十分に行うものとする。</p> <p>(9) 粉じんを発生する施設等に設置する集じん機から排出される粉じん濃度の管理目標値は、以下の表のとおりとする。</p> <p>なお、これら集じん機については、施設ごとにその出口の粉じん濃度を定期的に測定することにより管理の徹底を図り、一層の排出の抑制に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1581 911 2573 1144"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>管理目標値 (mg/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バグフィルター</td> <td>20以下</td> </tr> <tr> <td>電気集じん機</td> <td>20以下</td> </tr> <tr> <td>ロートクロン</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>ベンチュリースクラバー</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 粉じんの二次飛散を防止するため、落鉱については、速やかに除去するとともに、工場の清掃を定期的実施するものとする。</p> <p><u>(11) 構内道路については、清掃、散水を定期的に行うとともに、構内における鉱石、石炭等の輸送については、密閉式ベルトコンベア輸送等への転換に努めるものとする。</u></p> <p>(12) 総合的に粉じん及びばいじん対策を講じるため、敷地境界線における降下ばいじん量の管理目標値を不溶性成分量として6.0t/km²/月以下とするとともに、敷地境界線において定期的に降下ばいじん量を測定することにより構内の粉じんを発生する施設及びばいじんを発生する施設の管理の徹底を図り、一層の排出の抑制に努めるものとする。</p> <p>(13) 構内から発生するばいじん及び粉じんの排出量及び周辺地域への影響を定量的に把握するための技術的な手法の構築に努めるものとする。</p> <p>(14) 製鐵所構内全体及び煙突を見渡せる監視カメラを設置し、監視を行うとともに、映像を5日間記録保存するものとする。</p>	区 分	管理目標値 (mg/Nm ³)	バグフィルター	20以下	電気集じん機	20以下	ロートクロン	50以下	ベンチュリースクラバー	50以下
区 分	管理目標値 (mg/Nm ³)																				
バグフィルター	20以下																				
電気集じん機	20以下																				
ロートクロン	50以下																				
ベンチュリースクラバー	50以下																				
区 分	管理目標値 (mg/Nm ³)																				
バグフィルター	20以下																				
電気集じん機	20以下																				
ロートクロン	50以下																				
ベンチュリースクラバー	50以下																				

現 行	改 正 案
<p>4. 有害物質その他の大気汚染物質対策</p> <p>(1) コークス炉から発生するアンモニア、硫化水素、ベンゼン等の大気汚染物質については、洗浄、燃焼等の適切な対策を講じることにより排出の抑制に努める。</p> <p>(2) 焼結炉からのダイオキシン類の最大排出濃度は、1 ng-TEQ/Nm^3 ($O_n = 15\%$) とし、廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の最大排出濃度は、スラッジ焼却炉については 10 ng-TEQ/Nm^3 ($O_n = 12\%$)、一般廃棄物焼却炉については 7 ng-TEQ/Nm^3 ($O_n = 12\%$) とする。</p> <p>(3) コークス炉については、装炭車集じん機の排出口におけるベンゼンの最大排出濃度は、60 mg/Nm^3 とする。</p> <p>(4) 塩化水素が発生する設備については、中和設備等を設置するとともに、事故の発生を未然防止するための自動警報装置を設置する。</p> <p>(5) 石油貯蔵施設等の炭化水素系物質を貯蔵する施設については、同物質の施設からの漏洩を防止するとともに、適切な措置を講ずることにより排出の抑制に努める。</p> <p>5. 大気汚染緊急時における対応</p> <p>大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱に基づき、ばい煙の減少措置等の要請を受けたときは、直ちにその要請に従うものとする。</p> <p>6. 測定及び記録</p> <p>(1) ばい煙発生施設については、その排出口における硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>(2) 焼結炉及び廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類並びにコークス炉から排出されるベンゼンの濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>(3) 大気汚染防止法に基づく指定物質排出施設から排出される指定物質については、その排出口における濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>(4) <u>9号機発電用ボイラーから排出される重金属等微量物質については、その排出口において、運転開始後、直ちにばい煙濃度の測定を行うとともに、新規銘柄の石炭を採用する際も、同様の測定を行うものとする。</u></p> <p>(5) 次に掲げる施設については、煙道集合部等において排出ガス中のばい煙濃度等を自動測定器により測定し、その結果を大分市発生源監視テレメータに送信するものとする。</p>	<p>4. 有害物質その他の大気汚染物質対策</p> <p>(1) コークス炉から発生するアンモニア、硫化水素、ベンゼン等の大気汚染物質については、洗浄、燃焼等の適切な対策を講じることにより排出の抑制に努める。</p> <p>(2) 焼結炉からのダイオキシン類の最大排出濃度は、1 ng-TEQ/Nm^3 ($O_n = 15\%$) とし、廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の最大排出濃度は、スラッジ焼却炉については 10 ng-TEQ/Nm^3 ($O_n = 12\%$)、一般廃棄物焼却炉については 7 ng-TEQ/Nm^3 ($O_n = 12\%$) とする。</p> <p>(3) コークス炉については、装炭車集じん機の排出口におけるベンゼンの最大排出濃度は、60 mg/Nm^3 とする。</p> <p><u>(4) 共火1号ボイラー及び9号機発電用ボイラーからの水銀の最大排出濃度は、$15\text{ }\mu\text{g/Nm}^3$ とする。</u></p> <p><u>なお、測定結果の蓄積を踏まえて、低減のための見直しを行うものとする。</u></p> <p>(5) 塩化水素が発生する設備については、中和設備等を設置するとともに、事故の発生を未然防止するための自動警報装置を設置する。</p> <p>(6) 石油貯蔵施設等の炭化水素系物質を貯蔵する施設については、同物質の施設からの漏洩を防止するとともに、適切な措置を講ずることにより排出の抑制に努める。</p> <p>5. 大気汚染緊急時における対応</p> <p>大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱に基づき、ばい煙の減少措置等の要請を受けたときは、直ちにその要請に従うものとする。</p> <p>6. 測定及び記録</p> <p>(1) ばい煙発生施設については、その排出口における硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>(2) 焼結炉及び廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類並びにコークス炉から排出されるベンゼンの濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>(3) 大気汚染防止法に基づく指定物質排出施設から排出される指定物質については、その排出口における濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p><u>(4) 共火1号ボイラーは使用開始後、重金属等微量物質について、その排出口において、直ちにばい煙濃度の測定を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 共火1号ボイラー及び9号機発電用ボイラーにおいて新規銘柄の石炭を採用する際は、排出される重金属等微量物質のばい煙濃度の測定をそれぞれの排出口において行い、記録するものとする。</u></p> <p>(6) 次に掲げる施設については、煙道集合部等において排出ガス中のばい煙濃度等を自動測定器により測定し、その結果を大分市発生源監視テレメータに送信するものとする。</p>

現 行									改 正 案									
施 設		測 定 項 目							施 設		測 定 項 目							
第 1 焼結炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度						第 1 焼結炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度						排ガス量
第 2 焼結炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度						第 2 焼結炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度						排ガス量
第 1 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				第 1 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				
第 2 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				第 2 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				
第 3 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				第 3 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				
第 4 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				第 4 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量				
第 5 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					第 5 コークス炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					
第 1 高炉・熱風炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量	LDG 量			第 1 高炉・熱風炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量	LDG 量			
第 2 高炉・熱風炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量	LDG 量			第 2 高炉・熱風炉		窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	BFG 量	LDG 量			
連熱 1 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					連熱 1 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					
連熱 2 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					連熱 2 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					
連熱 3 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					連熱 3 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					
連熱 4 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					連熱 4 号加熱炉	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量					
共火 1 号ボイラー	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量	重油量			共火 1 号ボイラー	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量	石炭量			
共火 2 号ボイラー	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量	重油量			共火 2 号ボイラー	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量	重油量			
9 号発電用ボイラー	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量	—			9 号機発電用ボイラー	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量	石炭量			
共火 3 号ガスタービン	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量				共火 3 号ガスタービン	硫黄酸化 物濃度	窒素酸化 物濃度	残存酸素 濃度	COG 量	ミックスガス量				

現 行		改 正 案																																																																																															
第2 水質汚濁防止対策		第2 水質汚濁防止対策																																																																																															
1. 排水口における排水濃度		1. 排水口における排水濃度																																																																																															
4号、5号、6号及び9号の各排水口での排水濃度は、次のとおりとする。		4号、5号、6号及び9号の各排水口での排水濃度は、次のとおりとする。																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水 質 項 目</th> <th>許 容 限 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水素イオン濃度</td> <td>6号排水口</td> <td>7.5以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td>4号、5号、9号排水口</td> <td>7.0以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">化学的酸素要求量</td> <td>4号、9号排水口</td> <td>10 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号排水口</td> <td>5 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浮物質量</td> <td>4号、9号排水口</td> <td>20 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号排水口</td> <td>8 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>6号排水口</td> <td>5 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)</td> <td>1 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フェノール類含有量</td> <td>0.05 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">シアン化合物</td> <td>0.05 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溶解性鉄含有量</td> <td>1 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">窒素含有量</td> <td>4号排水口</td> <td>12 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号、9号排水口</td> <td>8 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">りん含有量</td> <td>4号、9号排水口</td> <td>0.8 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号排水口</td> <td>0.5 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ふ素及びその化合物</td> <td>4号排水口</td> <td>4 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号、9号排水口</td> <td>1.5 mg/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>		水 質 項 目		許 容 限 度	水素イオン濃度	6号排水口	7.5以上8.6以下	4号、5号、9号排水口	7.0以上8.6以下	化学的酸素要求量	4号、9号排水口	10 mg/ℓ	5号、6号排水口	5 mg/ℓ	浮物質量	4号、9号排水口	20 mg/ℓ	5号排水口	8 mg/ℓ	6号排水口	5 mg/ℓ	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)		1 mg/ℓ	フェノール類含有量		0.05 mg/ℓ	シアン化合物		0.05 mg/ℓ	溶解性鉄含有量		1 mg/ℓ	窒素含有量	4号排水口	12 mg/ℓ	5号、6号、9号排水口	8 mg/ℓ	りん含有量	4号、9号排水口	0.8 mg/ℓ	5号、6号排水口	0.5 mg/ℓ	ふ素及びその化合物	4号排水口	4 mg/ℓ	5号、6号、9号排水口	1.5 mg/ℓ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水 質 項 目</th> <th>許 容 限 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水素イオン濃度</td> <td>6号排水口</td> <td>7.5以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td>4号、5号、9号排水口</td> <td>7.0以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">化学的酸素要求量</td> <td>4号、9号排水口</td> <td>10 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号排水口</td> <td>5 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浮物質量</td> <td>4号、9号排水口</td> <td>20 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号排水口</td> <td>8 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>6号排水口</td> <td>5 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)</td> <td>1 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フェノール類含有量</td> <td>0.05 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">シアン化合物</td> <td>0.05 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溶解性鉄含有量</td> <td>1 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">窒素含有量</td> <td>4号排水口</td> <td>12 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号、9号排水口</td> <td>8 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">りん含有量</td> <td>4号、9号排水口</td> <td>0.8 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号排水口</td> <td>0.5 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ふ素及びその化合物</td> <td>4号排水口</td> <td>4 mg/ℓ</td> </tr> <tr> <td>5号、6号、9号排水口</td> <td>1.5 mg/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>		水 質 項 目		許 容 限 度	水素イオン濃度	6号排水口	7.5以上8.6以下	4号、5号、9号排水口	7.0以上8.6以下	化学的酸素要求量	4号、9号排水口	10 mg/ℓ	5号、6号排水口	5 mg/ℓ	浮物質量	4号、9号排水口	20 mg/ℓ	5号排水口	8 mg/ℓ	6号排水口	5 mg/ℓ	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)		1 mg/ℓ	フェノール類含有量		0.05 mg/ℓ	シアン化合物		0.05 mg/ℓ	溶解性鉄含有量		1 mg/ℓ	窒素含有量	4号排水口	12 mg/ℓ	5号、6号、9号排水口	8 mg/ℓ	りん含有量	4号、9号排水口	0.8 mg/ℓ	5号、6号排水口	0.5 mg/ℓ	ふ素及びその化合物	4号排水口	4 mg/ℓ	5号、6号、9号排水口	1.5 mg/ℓ
水 質 項 目		許 容 限 度																																																																																															
水素イオン濃度	6号排水口	7.5以上8.6以下																																																																																															
	4号、5号、9号排水口	7.0以上8.6以下																																																																																															
化学的酸素要求量	4号、9号排水口	10 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号排水口	5 mg/ℓ																																																																																															
浮物質量	4号、9号排水口	20 mg/ℓ																																																																																															
	5号排水口	8 mg/ℓ																																																																																															
	6号排水口	5 mg/ℓ																																																																																															
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)		1 mg/ℓ																																																																																															
フェノール類含有量		0.05 mg/ℓ																																																																																															
シアン化合物		0.05 mg/ℓ																																																																																															
溶解性鉄含有量		1 mg/ℓ																																																																																															
窒素含有量	4号排水口	12 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号、9号排水口	8 mg/ℓ																																																																																															
りん含有量	4号、9号排水口	0.8 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号排水口	0.5 mg/ℓ																																																																																															
ふ素及びその化合物	4号排水口	4 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号、9号排水口	1.5 mg/ℓ																																																																																															
水 質 項 目		許 容 限 度																																																																																															
水素イオン濃度	6号排水口	7.5以上8.6以下																																																																																															
	4号、5号、9号排水口	7.0以上8.6以下																																																																																															
化学的酸素要求量	4号、9号排水口	10 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号排水口	5 mg/ℓ																																																																																															
浮物質量	4号、9号排水口	20 mg/ℓ																																																																																															
	5号排水口	8 mg/ℓ																																																																																															
	6号排水口	5 mg/ℓ																																																																																															
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)		1 mg/ℓ																																																																																															
フェノール類含有量		0.05 mg/ℓ																																																																																															
シアン化合物		0.05 mg/ℓ																																																																																															
溶解性鉄含有量		1 mg/ℓ																																																																																															
窒素含有量	4号排水口	12 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号、9号排水口	8 mg/ℓ																																																																																															
りん含有量	4号、9号排水口	0.8 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号排水口	0.5 mg/ℓ																																																																																															
ふ素及びその化合物	4号排水口	4 mg/ℓ																																																																																															
	5号、6号、9号排水口	1.5 mg/ℓ																																																																																															
(注) 排水水の各項目についての測定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。		(注) 排水水の各項目についての測定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。																																																																																															

現 行	改 正 案																																																
<p>2. 排水口における汚濁負荷量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水 質 項 目</th> <th style="text-align: center;">許容限度 (k g / 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学的酸素要求量 (実質負荷量として)</td> <td style="text-align: center;">2, 3 0 0</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td style="text-align: center;">7, 1 8 0</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)</td> <td style="text-align: center;">4 0 0</td> </tr> <tr> <td>フェノール類含有量</td> <td style="text-align: center;">2 5</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td style="text-align: center;">3 0</td> </tr> <tr> <td>溶解性鉄含有量</td> <td style="text-align: center;">1, 3 0 0</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td style="text-align: center;"><u>7, 5 0 0</u></td> </tr> <tr> <td>りん含有量</td> <td style="text-align: center;"><u>6 4 0</u></td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物 (実質負荷量として)</td> <td style="text-align: center;">1, 0 0 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 実質負荷量とは、排水口における負荷量の総量から取水した海水に含まれる負荷量を除いたものをいう。</p> <p>(注 2) 窒素含有量及びりん含有量については、今後とも汚濁負荷量の削減に努めるものとする。</p> <p>3. 排水口における排出水の温度</p> <p>5号、6号排水口及び9号機発電用冷却水の専用排水口における排出水の温度は、海水の取水温度との差を摂氏7度以下とする。なお、温度差については減少に努める。</p> <p>4. 排水口における残留塩素</p> <p>5号、6号排水口及び9号機発電用冷却水の専用排水口における残留塩素は、検出されないものとする。</p> <p>5. 発電用冷却水の取水量</p> <p>発電用冷却水に係る海水の最大取水量は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>9号機発電所</td> <td style="text-align: center;">14.2 m³/秒</td> </tr> <tr> <td>大分共同火力発電所</td> <td style="text-align: center;">20.0 m³/秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 測定及び記録</p> <p>(1) 取水口並びに4号、5号、6号及び9号排水口において、水量並びに1に掲げる水質項目 (水温を含む。) 及びダイオキシン類を定期的に測定し、記録する。</p>	水 質 項 目	許容限度 (k g / 日)	化学的酸素要求量 (実質負荷量として)	2, 3 0 0	浮遊物質	7, 1 8 0	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)	4 0 0	フェノール類含有量	2 5	シアン化合物	3 0	溶解性鉄含有量	1, 3 0 0	窒素含有量	<u>7, 5 0 0</u>	りん含有量	<u>6 4 0</u>	ふっ素及びその化合物 (実質負荷量として)	1, 0 0 0	9号機発電所	14.2 m ³ /秒	大分共同火力発電所	20.0 m ³ /秒	<p>2. 排水口における汚濁負荷量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水 質 項 目</th> <th style="text-align: center;">許容限度 (k g / 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学的酸素要求量 (実質負荷量として)</td> <td style="text-align: center;">2, 3 0 0</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td style="text-align: center;">7, 1 8 0</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)</td> <td style="text-align: center;">4 0 0</td> </tr> <tr> <td>フェノール類含有量</td> <td style="text-align: center;">2 5</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td style="text-align: center;">3 0</td> </tr> <tr> <td>溶解性鉄含有量</td> <td style="text-align: center;">1, 3 0 0</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td style="text-align: center;"><u>7, 3 0 0</u></td> </tr> <tr> <td>りん含有量</td> <td style="text-align: center;"><u>3 5 0</u></td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物 (実質負荷量として)</td> <td style="text-align: center;">1, 0 0 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 実質負荷量とは、排水口における負荷量の総量から取水した海水に含まれる負荷量を除いたものをいう。</p> <p>(注 2) 窒素含有量及びりん含有量については、今後とも汚濁負荷量の削減に努めるものとする。</p> <p>3. 排水口における排出水の温度</p> <p>5号、6号排水口及び9号機発電用冷却水の専用排水口における排出水の温度は、海水の取水温度との差を摂氏7度以下とする。なお、温度差については減少に努める。</p> <p>4. 排水口における残留塩素</p> <p>5号、6号排水口及び9号機発電用冷却水の専用排水口における残留塩素は、検出されないものとする。</p> <p>5. 発電用冷却水の取水量</p> <p>発電用冷却水に係る海水の最大取水量は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>9号機発電所</td> <td style="text-align: center;">14.2 m³/秒</td> </tr> <tr> <td>大分共同火力発電所</td> <td style="text-align: center;">20.0 m³/秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 測定及び記録</p> <p>(1) 取水口並びに4号、5号、6号及び9号排水口において、水量並びに1に掲げる水質項目 (水温を含む。) 及びダイオキシン類を定期的に測定し、記録する。</p>	水 質 項 目	許容限度 (k g / 日)	化学的酸素要求量 (実質負荷量として)	2, 3 0 0	浮遊物質	7, 1 8 0	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)	4 0 0	フェノール類含有量	2 5	シアン化合物	3 0	溶解性鉄含有量	1, 3 0 0	窒素含有量	<u>7, 3 0 0</u>	りん含有量	<u>3 5 0</u>	ふっ素及びその化合物 (実質負荷量として)	1, 0 0 0	9号機発電所	14.2 m ³ /秒	大分共同火力発電所	20.0 m ³ /秒
水 質 項 目	許容限度 (k g / 日)																																																
化学的酸素要求量 (実質負荷量として)	2, 3 0 0																																																
浮遊物質	7, 1 8 0																																																
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)	4 0 0																																																
フェノール類含有量	2 5																																																
シアン化合物	3 0																																																
溶解性鉄含有量	1, 3 0 0																																																
窒素含有量	<u>7, 5 0 0</u>																																																
りん含有量	<u>6 4 0</u>																																																
ふっ素及びその化合物 (実質負荷量として)	1, 0 0 0																																																
9号機発電所	14.2 m ³ /秒																																																
大分共同火力発電所	20.0 m ³ /秒																																																
水 質 項 目	許容限度 (k g / 日)																																																
化学的酸素要求量 (実質負荷量として)	2, 3 0 0																																																
浮遊物質	7, 1 8 0																																																
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)	4 0 0																																																
フェノール類含有量	2 5																																																
シアン化合物	3 0																																																
溶解性鉄含有量	1, 3 0 0																																																
窒素含有量	<u>7, 3 0 0</u>																																																
りん含有量	<u>3 5 0</u>																																																
ふっ素及びその化合物 (実質負荷量として)	1, 0 0 0																																																
9号機発電所	14.2 m ³ /秒																																																
大分共同火力発電所	20.0 m ³ /秒																																																

現 行	改 正 案																																																		
<p>(2) 自動測定器を設置する箇所及び測定項目は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">測 定 箇 所</th> <th style="text-align: center;">測 定 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号排水口</td> <td>水素イオン濃度、水温</td> </tr> <tr> <td>6号排水口</td> <td>水素イオン濃度、水温、水量、 化学的酸素要求量、残留塩素</td> </tr> <tr> <td>海水取水口</td> <td>水温、化学的酸素要求量</td> </tr> <tr> <td>原料雨水排水処理設備</td> <td>化学的酸素要求量、 窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>粒銑</td> <td>水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>ガス精製・活性汚泥・凝集沈殿 設備</td> <td>水量、窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>連鑄・鋼片</td> <td>窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>熱延ろ過器</td> <td>水量、窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>酸洗リンズ</td> <td>水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>汚濁淡水処理施設・凝集加圧浮 上設備</td> <td>水量、窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>9号機発電用冷却水排水口</td> <td>水温、水量、残留塩素</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 土壌・地下水汚染対策 各施設の適切な維持、管理により土壌・地下水汚染の未然防止を図る。</p> <p>第3 騒音防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の生活環境の静穏を阻害しないよう、敷地境界線において環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準の維持が可能な対策を講じるものとする。 2. 敷地境界線において、騒音を定期的に測定し、記録するものとする。 <p>第4 振動防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の住民に不快感を与えないよう、適切な対策を講じるものとする。 2. 敷地境界線において、振動を定期的に測定し、記録するものとする。 <p>第5 悪臭防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の住民に不快感を与えないよう、悪臭の発生を防止するための発生源対策を講じるとともに、敷 	測 定 箇 所	測 定 項 目	5号排水口	水素イオン濃度、水温	6号排水口	水素イオン濃度、水温、水量、 化学的酸素要求量、残留塩素	海水取水口	水温、化学的酸素要求量	原料雨水排水処理設備	化学的酸素要求量、 窒素含有量、りん含有量	粒銑	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量	ガス精製・活性汚泥・凝集沈殿 設備	水量、窒素含有量、りん含有量	連鑄・鋼片	窒素含有量、りん含有量	熱延ろ過器	水量、窒素含有量、りん含有量	酸洗リンズ	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量	汚濁淡水処理施設・凝集加圧浮 上設備	水量、窒素含有量、りん含有量	9号機発電用冷却水排水口	水温、水量、残留塩素	<p>(2) 自動測定器を設置する箇所及び測定項目は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">測 定 箇 所</th> <th style="text-align: center;">測 定 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号排水口</td> <td>水素イオン濃度、水温</td> </tr> <tr> <td>6号排水口</td> <td>水素イオン濃度、水温、水量、 化学的酸素要求量、残留塩素</td> </tr> <tr> <td>海水取水口</td> <td>水温、化学的酸素要求量</td> </tr> <tr> <td>原料雨水排水処理設備</td> <td>化学的酸素要求量、 窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>粒銑</td> <td>水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>ガス精製・活性汚泥・凝集沈殿 設備</td> <td>水量、窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>連鑄・鋼片</td> <td>窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>熱延ろ過器</td> <td>水量、窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>酸洗リンズ</td> <td>水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td>汚濁淡水処理施設・凝集加圧浮 上設備</td> <td>水量、窒素含有量、りん含有量</td> </tr> <tr> <td><u>共火1号ボイラー脱硫排水処理 設備</u></td> <td><u>水量、化学的酸素要求量</u> <u>窒素含有量、りん含有量</u></td> </tr> <tr> <td>9号機発電用冷却水排水口</td> <td>水温、水量、残留塩素</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 土壌・地下水汚染対策 各施設の適切な維持、管理により土壌・地下水汚染の未然防止を図る。</p> <p>第3 騒音防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の生活環境の静穏を阻害しないよう、敷地境界線において環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく騒音に係る環境基準の維持が可能な対策を講じるものとする。 2. 敷地境界線において、騒音を定期的に測定し、記録するものとする。 <p>第4 振動防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の住民に不快感を与えないよう、適切な対策を講じるものとする。 2. 敷地境界線において、振動を定期的に測定し、記録するものとする。 <p>第5 悪臭防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の住民に不快感を与えないよう、悪臭の発生を防止するための発生源対策を講じるとともに、敷 	測 定 箇 所	測 定 項 目	5号排水口	水素イオン濃度、水温	6号排水口	水素イオン濃度、水温、水量、 化学的酸素要求量、残留塩素	海水取水口	水温、化学的酸素要求量	原料雨水排水処理設備	化学的酸素要求量、 窒素含有量、りん含有量	粒銑	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量	ガス精製・活性汚泥・凝集沈殿 設備	水量、窒素含有量、りん含有量	連鑄・鋼片	窒素含有量、りん含有量	熱延ろ過器	水量、窒素含有量、りん含有量	酸洗リンズ	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量	汚濁淡水処理施設・凝集加圧浮 上設備	水量、窒素含有量、りん含有量	<u>共火1号ボイラー脱硫排水処理 設備</u>	<u>水量、化学的酸素要求量</u> <u>窒素含有量、りん含有量</u>	9号機発電用冷却水排水口	水温、水量、残留塩素
測 定 箇 所	測 定 項 目																																																		
5号排水口	水素イオン濃度、水温																																																		
6号排水口	水素イオン濃度、水温、水量、 化学的酸素要求量、残留塩素																																																		
海水取水口	水温、化学的酸素要求量																																																		
原料雨水排水処理設備	化学的酸素要求量、 窒素含有量、りん含有量																																																		
粒銑	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量																																																		
ガス精製・活性汚泥・凝集沈殿 設備	水量、窒素含有量、りん含有量																																																		
連鑄・鋼片	窒素含有量、りん含有量																																																		
熱延ろ過器	水量、窒素含有量、りん含有量																																																		
酸洗リンズ	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量																																																		
汚濁淡水処理施設・凝集加圧浮 上設備	水量、窒素含有量、りん含有量																																																		
9号機発電用冷却水排水口	水温、水量、残留塩素																																																		
測 定 箇 所	測 定 項 目																																																		
5号排水口	水素イオン濃度、水温																																																		
6号排水口	水素イオン濃度、水温、水量、 化学的酸素要求量、残留塩素																																																		
海水取水口	水温、化学的酸素要求量																																																		
原料雨水排水処理設備	化学的酸素要求量、 窒素含有量、りん含有量																																																		
粒銑	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量																																																		
ガス精製・活性汚泥・凝集沈殿 設備	水量、窒素含有量、りん含有量																																																		
連鑄・鋼片	窒素含有量、りん含有量																																																		
熱延ろ過器	水量、窒素含有量、りん含有量																																																		
酸洗リンズ	水量、化学的酸素要求量 窒素含有量、りん含有量																																																		
汚濁淡水処理施設・凝集加圧浮 上設備	水量、窒素含有量、りん含有量																																																		
<u>共火1号ボイラー脱硫排水処理 設備</u>	<u>水量、化学的酸素要求量</u> <u>窒素含有量、りん含有量</u>																																																		
9号機発電用冷却水排水口	水温、水量、残留塩素																																																		

現 行	改 正 案
<p>地境界線で6段階臭気強度表示法の2以下を維持するものとする。</p> <p>2. 敷地境界線において、臭気濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>3. コークス炉及びガス精製設備等<u>の臭気対策に努めるものとする。</u></p> <p>第6 化学物質の適正管理</p> <p>1. 事業活動に伴う化学物質による環境の汚染を防止するため、使用する化学物質の管理体制を整備するとともに、受け入れ、保管、使用、排出及び廃棄の全般にわたり適正な管理に努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、新たに化学物質を使用しようとするときは、化学物質の使用の目的、種類及び量を化学物質の安全性に係るデータを添えて甲に報告するものとする。 変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3. 乙は、毎年、化学物質の環境への排出量及び移動量を把握するとともに、甲に報告するものとする。</p> <p>4. 乙は、前項に関し、化学物質の排出口等における濃度の測定に努めるものとする。</p> <p>第7 環境保全計画</p> <p>1. 乙は、毎年、以下の事項を記載した環境保全計画書を作成し、甲に報告するものとする。</p> <p>(1) 環境保全に関する基本方針</p> <p>(2) 環境保全に係る組織体制</p> <p>(3) 公害防止等の環境保全対策に関する計画</p> <p>(4) 公害防止対策に係る測定及び調査に関する計画</p> <p>2. 乙は、前項に規定する計画の実施結果について、毎年、甲に報告するものとする。</p> <p>第8 地球温暖化防止対策</p> <p>1. 地球の温暖化防止の観点に立ち、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するため、積極的に省資源・省エネルギーに取り組むほか、調査・研究の推進に努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の抑制に資する省エネルギー計画を策定し、甲に提出するものとする。</p> <p>3. 乙は、前項に規定する計画について、甲がその実施結果の報告を求めたときは、これに応じなければならない。</p> <p>第9 その他</p> <p>1. 乙は、事業活動に伴う汚染の状況を把握するため、構内及び周辺地域を定期的に巡視するとともに、周辺地域の住民から公害に係る苦情を受けたときは、誠意を持ってその解決に努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、乙が講じた公害防止対策（ばい煙等の測定結果を含む。）を乙のホームページ等で公表するとともに、周辺地域の住民からの資料の開示の要請については、操業上の機密に関わるものを除き、原則としてこれに応えるものとする。</p> <p>3. 乙は、周辺地域の住民との相互理解に努めるため、住民からの構内の見学の要請については、支障の</p>	<p>地境界線で6段階臭気強度表示法の2以下を維持するものとする。</p> <p>2. 敷地境界線において、臭気濃度を定期的に測定し、記録するものとする。</p> <p>3. コークス炉及びガス精製設備等<u>については、臭気発生箇所を調査し、特定するよう努め、適正な臭気低減及び脱臭対策を講ずるものとする。</u></p> <p>第6 化学物質の適正管理</p> <p>1. 事業活動に伴う化学物質による環境の汚染を防止するため、使用する化学物質の管理体制を整備するとともに、受け入れ、保管、使用、排出及び廃棄の全般にわたり適正な管理に努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、新たに化学物質を使用しようとするときは、化学物質の使用の目的、種類及び量を化学物質の安全性に係るデータを添えて甲に報告するものとする。 変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3. 乙は、毎年、化学物質の環境への排出量及び移動量を把握するとともに、甲に報告するものとする。</p> <p>4. 乙は、前項に関し、化学物質の排出口等における濃度の測定に努めるものとする。</p> <p>第7 環境保全計画</p> <p>1. 乙は、毎年、以下の事項を記載した環境保全計画書を作成し、甲に報告するものとする。</p> <p>(1) 環境保全に関する基本方針</p> <p>(2) 環境保全に係る組織体制</p> <p>(3) 公害防止等の環境保全対策に関する計画</p> <p>(4) 公害防止対策に係る測定及び調査に関する計画</p> <p>2. 乙は、前項に規定する計画の実施結果について、毎年、甲に報告するものとする。</p> <p>第8 地球温暖化防止対策</p> <p>1. 地球の温暖化防止の観点に立ち、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するため、積極的に省資源・省エネルギーに取り組むほか、調査・研究の推進に努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の抑制に資する省エネルギー計画を策定し、甲に提出するものとする。</p> <p>3. 乙は、前項に規定する計画について、甲がその実施結果の報告を求めたときは、これに応じなければならない。</p> <p>第9 その他</p> <p>1. 乙は、事業活動に伴う汚染の状況を把握するため、構内及び周辺地域を定期的に巡視するとともに、周辺地域の住民から公害に係る苦情を受けたときは、誠意を持ってその解決に努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、乙が講じた公害防止対策（ばい煙等の測定結果を含む。）を乙のホームページ等で公表するとともに、周辺地域の住民からの資料の開示の要請については、操業上の機密に関わるものを除き、原則としてこれに応えるものとする。</p> <p>3. 乙は、周辺地域の住民との相互理解に努めるため、住民からの構内の見学の要請については、支障の</p>

現 行	改 正 案
<p>ない限りこれに定めるものとする。</p> <p>4. 甲が行う環境アセスメントの結果等により、この協定に定める基準値を低減する必要がある場合には、 甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>5. この協定の施行に必要な事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。</p> <p>6. 乙は、第1の6 ((5)を除く。)、第2の7、第3の2、第4の2及び第5の2に定める測定結果については、毎月、甲に報告するものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者において記名押印のうえ、各1通を保有する。</p> <p>平成12年3月27日 (平成14年11月29日 一部改正) (平成16年 3月22日 一部改正) (平成18年 3月10日 一部改正) (平成20年 3月25日 一部改正 …施行 平成20年4月1日) (平成24年 8月15日 一部改正)</p> <p>当事者(甲) 大分県知事 広瀬 勝 貞</p> <p>同 上(甲) 大分市長 <u>釘 官 馨</u></p> <p>同 上(乙) <u>新日本製鐵株式會社</u> 代表取締役社長 <u>三 村 明 夫</u></p> <p>上記代理人 大分製鐵所長 <u>木 下 滋</u></p>	<p>ない限りこれに定めるものとする。</p> <p>4. 甲が行う環境アセスメントの結果等により、この協定に定める基準値を低減する必要がある場合には、 甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>5. この協定の施行に必要な事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。</p> <p>6. 乙は、第1の6 ((5)を除く。)、第2の<u>6</u>、第3の2、第4の2及び第5の2に定める測定結果については、毎月、甲に報告するものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者において記名押印のうえ、各1通を保有する。</p> <p>平成12年3月27日 (平成14年11月29日 一部改正) (平成16年 3月22日 一部改正) (平成18年 3月10日 一部改正) (平成20年 3月25日 一部改正 …施行 平成20年4月1日) (平成24年 8月15日 一部改正) <u>(平成29年 月 日 一部改正)</u></p> <p>当事者(甲) 大分県知事 広瀬 勝 貞</p> <p>同 上(甲) 大分市長 <u>佐 藤 樹 一 郎</u></p> <p>同 上(乙) <u>新日鐵住金株式会社</u> 代表取締役社長 <u>進 藤 孝 生</u></p> <p>上記代理人 大分製鐵所長 <u>上 野 浩 光</u></p>

現 行						改 正 案					
別表 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量並びに煙突高さ						別表 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量並びに煙突高さ					
施 設 名	煙突高さ (m)	窒素酸化物		ばいじん		施 設 名	煙突高さ (m)	窒素酸化物		ばいじん	
		最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (N m ³ /H)	最大排出濃度 (g/N m ³)	最大排出量 (kg/H)			最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (N m ³ /h)	最大排出濃度 (g/N m ³)	最大排出量 (kg/h)
1号焼結炉	200	200	201.3	0.035	45.0	1号焼結炉	200	200	201.3	0.035	45.0
2号焼結炉		250	320.0	0.050	76.8	2号焼結炉		240	320.0	0.048	76.8
2号コークス炉		330	49.4	0.010	1.5	2号コークス炉		330	49.4	0.010	1.5
4号コークス炉		330	53.2	0.010	1.6	4号コークス炉		330	53.2	0.010	1.6
1号コークス炉	200	330	49.4	0.010	1.5	1号コークス炉	200	330	49.4	0.010	1.5
3号コークス炉		330	53.2	0.010	1.6	3号コークス炉		330	53.2	0.010	1.6
5号コークス炉		170	32.1	0.010	1.9	5号コークス炉		170	32.1	0.010	1.9
第1熱風炉	80	70	99.1	0.010	4.3	第1熱風炉	80	65	98.7	0.010	5.1
第2熱風炉	80	69	97.7	0.010	4.7	第2熱風炉	80	64	97.15	0.010	5.06
1号転炉	80	—	—	0.080	—	1号転炉	80	—	—	0.080	—
2号転炉	80	—	—	0.080	—	2号転炉	80	—	—	0.080	—
3号転炉	80	—	—	0.080	—	3号転炉	80	—	—	0.080	—
厚板1号加熱炉	120	159	26.1	0.010	1.6	厚板1号加熱炉	120	158	26.0	0.010	1.6
厚板2号加熱炉	120	125	5.2	0.010	0.4	厚板2号加熱炉	120	125	5.2	0.010	0.4
連熱1号加熱炉	120	160	31.8	0.009	1.8	連熱1号加熱炉	120	160	31.8	0.009	1.8
連熱2号加熱炉		160	31.8	0.009	1.8	連熱2号加熱炉		160	31.8	0.009	1.8
連熱3号加熱炉		160	31.8	0.009	1.8	連熱3号加熱炉		160	31.8	0.009	1.8
連熱4号加熱炉		100	17.0	0.009	1.5	連熱4号加熱炉		100	17.0	0.009	1.5
共火1号ボイラー	150	180	132.7	0.030	22	共火1号ボイラー	150	26	30.4	0.010	8.4
共火2号ボイラー		170	120	0.023	16	共火2号ボイラー		170	120	0.023	16
9号発電ボイラー		26	28.3	0.008	8.7	9号機発電用ボイラー		26	28.3	0.008	8.7
共火3号ガスタービン	85	5	10	0.003	5.8	共火3号ガスタービン	85	5	10	0.003	5.8
鋼片復熱炉	65	100	21.6	0.010	2.2	鋼片復熱炉	65	100	21.6	0.010	2.2
第1高炉微粉炭吹込第1燃焼装置	60	90	1.1	0.070	4.07	第1高炉微粉炭吹込第1燃焼装置	60	90	1.1	0.050	2.96
第1高炉微粉炭吹込第2燃焼装置		90	1.1	0.070	4.07	第1高炉微粉炭吹込第2燃焼装置		90	1.1	0.050	2.96
第2高炉微粉炭吹込第1燃焼装置	58	100	1.3	0.072	4.9	第2高炉微粉炭吹込第1燃焼装置	58	100	1.3	0.065	4.42
第2高炉専用微粉炭吹込第1燃焼装置	61	75	1.4	0.050	4.5	第2高炉専用微粉炭吹込第1燃焼装置	61	75	1.49	0.050	4.8
第2高炉専用微粉炭吹込第2燃焼装置	61	75	1.2	0.050	3.9	第2高炉専用微粉炭吹込第2燃焼装置	61	75	1.49	0.050	4.8
第1.2高炉供給用微粉炭吹込設備燃焼装置	59	27	1.4	0.050	1.5	第1.2高炉供給用微粉炭吹込設備燃焼装置	59	27	1.50	0.050	1.61
熱風発生炉(硫安乾燥炉)	20	200	0.5	0.060	0.7	熱風発生炉(硫安乾燥炉)	20	200	0.5	0.060	0.7
厚板1号熱風ボイラー	18	130	0.3	0.010	0.0	厚板1号熱風ボイラー	18	130	0.3	0.010	0.0
厚板2号熱風ボイラー		130	0.3	0.010	0.0	厚板2号熱風ボイラー		130	0.3	0.010	0.0
厚板1号熱処理炉	18	160	7.9	0.015	0.75	厚板1号熱処理炉	18	160	7.9	0.015	0.75
厚板工場徐冷炉	6	130	0.16	0.010	0.01	厚板工場徐冷炉	6	180	0.22	0.010	0.01
厚板塗装用余熱装置	23	130	1.2	0.020	0.2	厚板塗装用余熱装置	23	130	1.2	0.020	0.2
中央1号ボイラー	50	125	14.0	0.020	2.2	中央1号ボイラー	50	125	14.0	0.020	2.2
中央2号ボイラー		125	14.0	0.020	2.5	中央2号ボイラー		125	14.0	0.020	2.5
4号ガスタービン	25	30	29.3	0.020	19.5	4号ガスタービン	25	30	29.3	0.020	19.5
5号ボイラー	25	100	4.4	0.020	0.9	5号ボイラー	25	100	4.4	0.020	0.9
プレキャスト乾燥炉	10	150	0.2	0.016	0.03	プレキャスト乾燥炉	10	150	0.2	0.016	0.03
製鋼1号浸漬槽乾燥炉	23	150	0.5	0.016	0.08	製鋼1号浸漬槽乾燥炉	23	150	0.5	0.016	0.08
製鋼2号浸漬槽乾燥炉		150	0.5	0.016	0.08	製鋼2号浸漬槽乾燥炉		150	0.5	0.016	0.08
副原料処理乾燥炉	21	180	0.5	0.080	0.7	副原料処理乾燥炉	21	180	0.5	0.080	0.7
副原料処理乾燥熱風炉	30	180	1.0	0.080	1.4	副原料処理乾燥熱風炉	30	180	1.0	0.080	1.4
原料再生工場乾燥炉	25	180	3.0	0.050	0.7	原料再生工場乾燥炉	25	180	3.0	0.050	0.7
石炭乾燥用燃焼炉	30	33	7.4	0.080	8.1	石炭乾燥用燃焼炉	30	33	7.4	0.080	8.1
石炭乾燥用燃焼炉3号	30	27	7.0	0.080	5.4	石炭乾燥用燃焼炉3号	30	27	7.0	0.080	5.4
石炭事前処理複合燃焼炉	40	60	14.8	0.070	4.6	石炭事前処理複合燃焼炉	40	60	14.8	0.070	4.6
アンモニア脱硫廃液分解炉	20	100	2.3	0.100	1.0	アンモニア脱硫廃液分解炉	20	100	2.3	0.100	1.0
廃酸処理設備1号焙焼炉	35	75	0.9	0.050	0.3	廃酸処理設備1号焙焼炉	35	75	0.9	0.050	0.3
一般廃棄物焼却炉	30	200	1.3	0.050	1.0	一般廃棄物焼却炉	30	200	1.3	0.050	1.0
スラッジ焼却炉		200	0.7	0.050	0.2	スラッジ焼却炉		200	0.7	0.050	0.2
粗銑乾燥炉	9	180	1.2	0.050	0.3	粗銑乾燥炉	9	180	1.2	0.050	0.3
						コークス小規模ボイラー	5.29	145	0.34	0.150	0.35

現 行

(注1) コークス炉の窒素酸化物の最大排出濃度については、コークスの乾留時間が20時間以下である操業下においては、330ppmに替えて350ppmを適用する。

(注2) ガス、石炭混焼時における9号機発電用ボイラーの窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量は、下記のとおりとする。

窒 素 酸 化 物		ば い じ ん	
最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (Nm ³ /H)	最大排出濃度 (g/Nm ³)	最大排出量 (kg/H)
25	37.1	0.008	11.8

(注3) 中央ボイラーの窒素酸化物の最大排出濃度については、燃料切替え時には、適用しない。

(注4) 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度に換算した値とする。

(注5) 第1焼結炉排ガス処理設備の官庁検査、点検、工事などの休止時における窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量は、下記のとおりとする。

窒 素 酸 化 物		ば い じ ん	
最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (Nm ³ /H)	最大排出濃度 (g/Nm ³)	最大排出量 (kg/H)
250	251.0	0.050	60.3

改 正 案

(注1) コークス炉の窒素酸化物の最大排出濃度については、コークスの乾留時間が20時間以下である操業下においては、330ppmに替えて350ppmを適用する。

(注2) ガス、石炭混焼時における9号機発電用ボイラーの窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量は、下記のとおりとする。

窒 素 酸 化 物		ば い じ ん	
最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (Nm ³ /h)	最大排出濃度 (g/Nm ³)	最大排出量 (kg/h)
25	37.1	0.008	11.8

(注3) 中央ボイラーの窒素酸化物の最大排出濃度については、燃料切替え時には、適用しない。

(注4) 第1焼結炉排ガス処理設備の官庁検査、点検、工事などの休止時における窒素酸化物及びばいじんの排出濃度及び排出量は、下記のとおりとする。

窒 素 酸 化 物		ば い じ ん	
最大排出濃度 (ppm)	最大排出量 (Nm ³ /h)	最大排出濃度 (g/Nm ³)	最大排出量 (kg/h)
250	251.0	0.050	60.3

(注5) 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、大気汚染防止法に規定された排出ガス中の残存酸素濃度に換算した値とする。

大分製鐵所 構内配置図

新日鐵住金(株)大分製鐵所 構内配置図



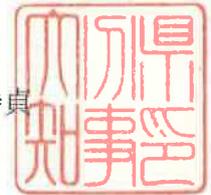
コークス小規模ボイラー



環 保 第 1925 号
平成 29 年 1 月 27 日

大分県環境審議会
会長 羽野 忠 殿

大分県知事 広瀬 勝貞



大分県、大分市及び新日鐵住金株式会社の間で締結した
「公害防止に関する細目協定」の一部改正について（諮問）

新日鐵住金株式会社大分製鐵所内に、大分共同火力発電所第 1 号発電設備が更新されること等に伴い、大分県、大分市及び新日鐵住金株式会社で締結した「公害防止に関する細目協定」を一部改正したいので、貴審議会の意見を求めます。